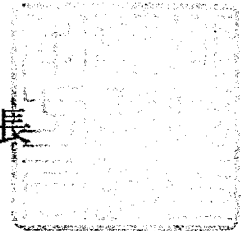




国部整計管第 479号
平成19年 1月17日

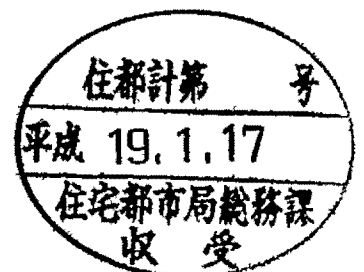
名古屋市長 殿

国土交通省
中部地方整備局長



名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る
環境影響評価書に対する意見について

平成18年11月8日付18住都計第61号で送付のありました標記の件については、環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第24条の規定に基づき、別添のとおり意見を述べます。



(別添)

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る環境影響評価書に対する都市計画同意権者意見について

本環境影響評価書については、環境大臣、認可権者の意見を勧案し、環境の保全の見地から、以下の意見を申し述べる。

1. 事業実施区域内の保全対象への配慮について

事業実施区域内には、工事期間中においても、学校等の保全対象が存在することから、これらの保全対象に対する工事用機械の稼働、資材運搬車両等による粉じん、騒音及び振動の影響を把握しつつ、必要に応じ、環境保全措置を実施すること。また、その旨を評価書に記載すること。

2. 動植物・生態系への配慮について

環境保全措置として、自然環境に配慮した緑地を公園内に整備するとされているが、整備にあたっては、保全対象種であるコギシギシ等の希少植物及びダルマガエル等の希少動物の生育・生息に適した環境となるよう、現存する生育・生息環境を活用するなど適切な配慮を行うこと。また、これらの種に適した生育・生息環境が維持されるよう、適切に管理を行うこと。

以上について評価書に記載すること。

3. 環境配慮事項について

環境配慮事項に記載されている「人と自然との触れ合いができ、多様な動植物の生息・生育が確保される公園・緑地」の整備にあたっては、環境保護の観点から表土の有効利用について配慮すること。

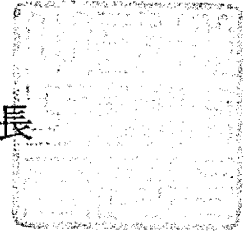
なお、上記以外においても、環境影響評価の結果をよりわかりやすく的確に記載するという観点から、必要に応じ記載内容及び表記方法を見直すこと。



国部整計管第 479号
平成19年 1月17日

名古屋市長 殿

国土交通省
中部地方整備局長



名古屋都市計画事業茶屋新田土地地区画整理事業に係る
環境影響評価書に対する意見の送付について

標記について、名古屋市長から別添のとおり意見が送付されたので、
送付します。





18住区第 65 号

平成19年 1 月12日

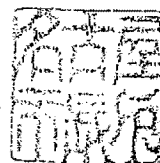
都市計画決定権者

名古屋市

代表者 名古屋市長 松原 武久 様

事業認可権者

名古屋市長 松原 武久



名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る環境影響評価書に
対する事業認可権者の意見について

平成18年11月 8 日付け18住都計第61－ 2 号で送付のありました環境影響
評価書につきまして、環境影響評価法第40条第 2 項の規定による同法第24
条に基き、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

記

1. 環境配慮事項についての意見

環境配慮事項に記載されている「人と自然との触れ合いができ、多様
な動植物の生息・生育が確保される公園・緑地」の整備にあたっては、
環境保護の観点から表土の有効利用について配慮されたい。

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

電話 052-972-2795

